

第1回県立成人病センター運営懇話会議事録要旨

1 日 時 平成14年11月13日(水) 15:00~16:45

2 場 所 県立成人病センター 2階大会議室

3 議事内容

(1) 成人病センターの概要及び粒子線医療について

事務局	センターの概要及び粒子線医療について説明。
会 長	粒子線医療は、保険が効かないが費用はどうなるのか。
事務局	国立がんセンター東病院が行っており、その費用288万円余が1つの目安となる。ただ、同センターは、高度先進医療の適用があり、入院費用は保険適用、粒子線医療部分が自費となる。県の粒子線医療センターは高度先進医療の適用がまだなので、それまでは入院費等も保険適用されない。
会 長	待っている人は多いと思うが、費用が問題だ。
事務局	治療費すべての保険診療については、いつになるか予想がつかない。粒子線医療をやっているのは、日本で2~3ヶ所であり、今度、静岡県がんセンターも行う予定である。
会 長	前立線が一番多いと聞く。
事務局	残念ながら、胃、大腸などの消化器には粒子線が強過ぎて穴が開くので使えない。
委 員	妻が以前ここで乳癌の手術を受けたが、紹介でないとだめなのか。

事務局	紹介がなくとも診ているが、最初に近くの家庭医などに診察してもらいその後、当院でという方がよい。
委員	患者自身が正しい知識を持っていないと適切な治療を受けられないと思う。告知の問題もある。
事務局	これからはがんを伏せてはいい治療はできない。患者の意識も10年前とは随分と変わっており、告知を望む人は多い。ただ、患者が高齢の場合、配偶者の場合、家族は告知を望まないこともある。
委員	ここに入院したら終わりというイメージがある。専門機能を強化していけばますますそうなるのでは。患者の意識も変える必要がある。
事務局	確かに、良性の腫瘍もあるが、入院患者の7～8割は悪性である。また、告知を望む人は非常に多くなった。患者も病気を理解しないと、辛い治療にたえ難いだろう。
委員	先ほどの粒子線医療だが、期待は大きいが費用がネックだと思う。
委員	この病院は特化した専門医療を提供する病院だと思うが、12～14年度の収支をみると、一般会計からの繰入金が減っている。これには法令の根拠のあるものと経営補助的なものがあると思うが、今後、減っていくのか。
事務局	県の行財政構造改革の中で、繰り出し金の適正化が言われている。
委員	高度医療を提供するからには、必要なものは手当してもらわなければならないか。
事務局	救急医療等は実施していないので、法令的なものはないが、高度医療の提供に必要な人件費等に係わる措置はある。
委員	県下でその分野の3次医療を担う病院として県民は見ており、利用している。採算性も必要だが安心のためには、専門病院、基幹病院としての役割を果たせる必要な財政措置をとってもらわなければならない。

事務局 当院と姫路循環器病センター、こども病院は専門病院として各々の分野でトップレベルを目指している。水準をあげていくための必要な財措置はとられる。もちろん、経営努力も必要だが。

委員 粒子線医療の今の状況は？

事務局 13年4月から治験を行っており、陽子線は10月に薬事法の承認もでた。まだ準備もあり、15年4月から治療開始となる。炭素線はもう1年かかる予定である。

委員 副作用はどうか。

事務局 大きなものはなかった。粒子線といえども、放射線治療の一種だからそれなりのものはあるが、従来のものに比べると格段に少ない。

委員 粒子線医療を受けている場合に救急対応が必要になった時の体制はあるのか。

事務局 赤穂市民病院と姫路循環器病センターの協力が得られることになっている。

委員 粒子線医療が終われば、この病院に戻るのか。

事務局 患者の希望があれば受け入れるが、元々の病院に移っていただくのが一般的である。

委員 この懇話会で成人病センターの今後の方向性を考えるということであれば、この病院の問題点を抽出して議論しなければ深まらないのではないか。

事務局 委員ご指摘のとおりだが、そのためにも、今回は病院の実状を把握していただきたいということで、概要などを説明した。今後、県立病院全体のあり方検討、構造改革の議論の中でも色々な課題が明らかになってくると考えており、次回の懇話会で問題点、方向性などを議論していただきたい。

(2) 病院内視察

外来、放射線、検査、ICU、6階西病棟などを案内。

(3) 自由討議

- | | |
|-----|---|
| 会 長 | 今後、がんの特化した高度医療を提供していく方向と理解しているが、その関連でもう白内障手術はここではしないという噂を聞いたがー。 |
| 事務局 | 白内障手術のこととか、当センターがどこかへ移転するとか、いろんな噂がある。白内障手術は従来通りのペースで行っており、現在のところ当センターとして眼科を廃止する予定もない。ただ、がんの特化した高度医療を提供していけば、その比重は減っていくということはある。 |
| 会 長 | 市民はデマに惑わされている。 |
| 委 員 | 友人からは、ここで人間ドッグを再開して欲しいという声も聞いた。ただ、このような一般的な医療と高度専門医療を両方ともやってもらうに越したことはないが、実際には無理だと思う。がんについてのプロフェッショナルを目指して欲しい。 |
| 事務局 | 一般医療と高度医療の両方で満点をとることはむずかしい。明石市民病院とも競合する部分もあり、うまく役割分担を図る必要がある。 |
| 委 員 | 病院から積極的に情報発信をしてもらい、市民も病院をうまく利用することが大切だ。 |
| 事務局 | 医院と病院を上手に使い分けて欲しい。かかりつけの医師に受診しないでいきなり専門医を受診するとデメリットも多い。 |
| 委 員 | 大きな病院だと安心だという気持ちも強い。 |
| 委 員 | 患者家族と接していると、大きな病院に対する安心感を強く感じる。安心を得たいという患者家族の気持ちもわかる。 |

- 会 長 この病院の紹介率はどれくらいか。
- 事務局 60%くらいである。
- 会 長 医師会の明石医療センターは40%くらいだ。一般病院とは在院日数も違うと思うが。
- 事務局 抗ガン剤の進歩で短くなってきたが、今の26日くらいが精一杯だろう。
- 会 長 在院日数の長短で診療報酬が変わる仕組みになっており、各病院とも争うように短くしている。
- 委 員 確かに長く入院しているとそろそろ出ていってくださいといったものを感じることもある。
- 委 員 自分の病気が何なのか判らない時は大きな病院に行く。総合的に診てくれる病院の方が便利なのは確かだ。
- 委 員 個人病院よりも大きな病院という気持ちは強い。
- 委 員 ただ、個人病院もそれぞれの分野ではベテランの医師がおられる所が多い。
- 会 長 大きな病院には紹介状がいるといった仕組みになっている。
- 委 員 明石市民病院は紹介の有無によって費用が変わる。
- 事務局 ここもそうである。経費面では、いきなり大きな病院に行くのはデメリットの1つと考えられる。
- 会 長 大きな病院は診察にいろいろ時間がかかるという点もある。ここの検査待ち、手術待ちはどれくらいか。

事務局	内視鏡検査で3～4週間、普通の手術は10日くらいだ。
会 長	そのあたりのことも情報発信が必要だ。
委 員	がんの専門病院ということであれば、ホスピスも必要ではないか。
事務局	今後の大きな課題だと認識している。今も、緩和医療のチームを組んで取り組んでいるが、どのような取り組みがいいのかむずかしい。ホスピスのことは県の方でも考えている。
会 長	5, 6年前、ここでも作ろうといった計画があったように思うがー。
事務局	いろいろと計画はあったが、地震でできなくなったものもある。情報発信のことだが、病院のホームページで各診療科の治療成績・方法なども掲載しており、医家向けで難しい部分もあるが、活用願いたい。
委 員	懇話会にくる前に見てみた。いろいろな情報が入っていた。

(参考) 県立成人病センターのホームページ

<http://www.hyogo-seijinbyo.jp>

別表（第3条関係）

県立成人病センター運営懇話会委員

氏名	役職名等	備考
姉崎 赳夫	(社)明石市医師会会長	
岩濱 晴子	明石市女性団体協議会委員	
岡野 吉秀	(社)明石市薬剤師会会長	
奥野 貢	明石市健康福祉部長	
亀井 泰而	明石市連合自治協議会会計	
神足 一郎	明石市高年クラブ連合会副会長	
永井 満喜子	(社)兵庫県看護協会推薦委員	
平岡 勝功	明石商工会議所副会頭	
森本 幸代	成人病センターボランティアくすのき会会長	
山本 清子	成人病センター患者会のじぎくの会会長	

(50音順)

県立成人病センター運営懇話会設置要綱

(設置)

第1条 病院運営に当たって、県民の多様な意見を求め、県民の医療ニーズを的確に反映させるため、県立成人病センター運営懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇話会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 院運営についての意見交換に関すること。
- (2) その他病院長が必要と認める事項についての意見交換に関すること。

(組織)

第3条 懇話会は、別表に掲げる10人以内の委員で組織する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は再任されることができる。

(会長)

第5条 懇話会に会長を置く。

- 2 会長は、委員の互選によって選出する。
- 3 会長は、懇話会の会議(以下「会議」という。)を総括し、議事進行にあたる。
- 4 会長に事故あるとき、または会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 懇話会の会議は病院長が召集する。

- 2 委員(団体の代表者に限る。)は、事故その他のやむを得ない理由により会議に出席できないときは、あらかじめ病院長の承認を得て、代理人を出席させることができる。この場合において、代理人は、会議が開かれる前に委任状を病院長に提出しなければならない。
- 3 病院長が必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。

(謝金)

第7条 委員が会議その他の懇話会の職務に従事したときは、別に定めるところにより、謝金を支給する。

2 前条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して委員と同額の謝金を支給する。

(旅費)

第8条 委員が懇話会の職務を行うために、会議に出席したときは、旅費を支給する。

2 前項の旅費の額は、職員等の旅費に関する条例(昭和35年兵庫県条例44号)の規定により行政職6級の職務にある者に対して支給する額に相当する額とする。

- 3 第6条第2項の規定に基づき、代理人が会議に出席したときは、代理人に対して、旅費を支給する。この場合において、代理人の格付けは、委員本人と同様とする。

(庶務)

第9条 懇話会の庶務は、総務部総務課において処理する。

(補則)

第10条 この要綱に定めるもののほか、懇話会の運営に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

この要綱は、平成14年9月1日から施行する。